

(平成24年10月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から9年3月までの期間、10年7月から同年10月までの期間、11年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年9月から9年3月まで
② 平成10年7月から同年10月まで
③ 平成11年1月及び同年2月

大学3回生の秋頃(平成9年10月頃)から国民年金保険料に対する納付意識が高まり、過去の未納分も含めて市役所窓口で保険料を納付するようになった。

年金記録をみると、申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっているが、きちんと納付したはずなので、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年10月頃から、申立期間の国民年金保険料を含め過去の未納保険料を市役所窓口で順次納付してきたと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付金額及び納付回数等、申立期間の保険料納付に関する記憶が明確なものではないほか、有力な供述も得られない。

さらに、申立期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間を含んでおり、当該期間については、基礎年金番号に統合されていない記録(未統合記録)が生じる可能性は少なく、記録漏れ及び記録誤り等が生じる可能性は低いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案477（事案407及び465の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、父親が納付していたはずであるとして申立てをしたところ、平成23年6月16日付け及び24年5月25日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取った。しかし、結論に納得できないので再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与していない上、保険料を納付したとするその父親も既に他界しており、当時の状況の詳細は不明であること、及び申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料も無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年6月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいて、新たに得られた申立人の元妻の供述を考慮しても、申立人の父親が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがうことはできず、平成24年5月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たな関連資料は無いとしている上、申立内容についても、当委員会で既に審議済みの事項であり、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案478

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年12月まで
国民年金の加入手続を行った際、母親が国民年金保険料を遡って納付しており、国民年金加入期間に未納は無いはずなので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期等から昭和63年12月頃に払い出されたと推認されるほか、A市の電算記録にも、申立人が同年12月19日に国民年金被保険者資格の届出を行った旨の記載があることから、この頃に加入手続が行われたものとみられ、この時点では、申立期間の多くは時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人及びその母親は、国民年金の加入手続を行った時期を明確には覚えておらず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、当時の確定申告書に国民年金保険料の支払額として18万円ほどの金額を記載した覚えがあると供述しているところ、オンライン記録により、申立人は、昭和62年1月から平成元年1月までの保険料(計18万7,100円)を同年1月24日及び同年2月28日に遡って納付していることが確認できることから、申立人が遡って保険料を納付したとする記憶は、当該期間に係る保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。